# 企画競争説明書

業務名称: ソロモン国第二次ククム幹線道路改善計画準備調査

案件番号: 19a00301

## 【内容構成】

第1 企画競争の手続き

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

第3 特記仕様書案

第4 業務実施上の条件

2019年7月31日 独立行政法人国際協力機構 調達部 本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

# 第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年7月31日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

- 3 競争に付する事項
- (1)業務名称:ソロモン国第二次ククム幹線道路改善計画準備調査
- (2)業務内容:「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型:
  - (〇) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款 すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- ()業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定):2019年9月 ~ 2020年11月

## 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 調達部

契約第一課 西馬 智子 Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp

注)書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

#### 5 競争参加資格

(1)消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1)破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2)独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程 (平成 24 年規程(総)第 25 号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3)独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程 (平成 20 年 規程(調)第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日 (契約交渉権者決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉権者決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、 競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、 競争への参加を認める。

#### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成31・32・33年度全省庁統一資格を有すること。

#### 【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28·29·30 年度全省庁統一資格
- 2)機構が2019年3月までに付与した「整理番号」の所有者
- 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

#### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(特定の排除者はありません。)

#### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(2)に規定する競争参加

資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

#### 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限: 2019年8月7日 12時
- (2)提出先・場所:上記4. 窓口

注1)原則、電子メールによる送付としてください。

注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りして います。

(3)回答方法:2019年8月9日までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

#### 7 プロポーザル等の提出

- (1)提出期限: 2019年8月16日 12時
- (2) 提出方法:郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

- (3)提出先・場所:上記4.窓口
- (4)提出書類:プロポーザル 正1部 写 3部

見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guotation.html)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費(航空賃)
  - b) 旅費(その他:戦争特約保険料)
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
  - e) その他(以下に記載の経費)
    - ・下記①~⑨についての、現地再委託または調査補助員傭上にかかる経費

- ① 気象調査及び水理・水文補足調査
- ② 地形測量
- ③ 路床土調査
- 4) 材料試験
- ⑤ 補足交通量調査
- ⑥ 環境社会配慮関連調査
- ⑦ 社会状況調査
- 8 橋梁点検
- ⑨ 地下埋設物調査
- 3)以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。 (定額計上なし)
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
  - a) 現地通貨 SBD 1 = 13.5962 円
  - b) US\$ 1 = 107.871 円
  - c) EUR 1 = 122.615 円
- 5) その他留意事項 特になし

#### 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、**別紙の「プロポーザル評価配点表」**に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」及び別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal 201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務 従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - a)業務主任者/道路計画
  - b)道路設計
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 7.65 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、**一律2点の加点(若手育成加点)**を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との 差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

#### 最低見積価格との差に係る計算式:

(当該者の見積価格-最低見積価格)/最低見積価格×100(%)

#### 最低見積価格との差(%)に応じた価格点

最低価格との差(%)	価格点	
3 %未満	2.25点	
3%以上 5%未満	2.00点	
5%以上 10%未満	1.75点	
10%以上 15%未満	1.50点	
15%以上 20%未満	1.25点	
20%以上 30%未満	1.00点	
30%以上 40%未満	0.75点	
40%以上 50%未満	0.50点	
50%以上 100%未満	0.25点	
100%以上	0点	

## (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が 2.5%以内) である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6)上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

#### 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、<u>2019年9月13日(金)</u>までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。 なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

#### 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構 の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
  - ア、対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
  - イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
  - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
  - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- 3)情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

#### 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、 プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜 ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力へ の対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところにより、これらに 準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は 便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若し くは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを 不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれ に相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法

令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

#### 12 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、 本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、 本体事業の設計・施工監理(調達監理を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施 機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (〇)本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。
  - 1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。) コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定する日本法人であることを条件とします。
  - 本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
  - 2. 本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務(協力準備調査)の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。
- ( )本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその関連会社/系列会社(親会社/子会社等を含む。)は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務(審査、評価を含む。)及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者(JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。)及びその親会社/子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理(調達補助を含む。)以外の役務及び材の調達から排除されます。

#### 13 その他留意事項

(1)配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約 管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定め られている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の

記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1)調達ガイドライン(コンサルタント等の調達):

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」 (URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html</a>)

# 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

## 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/quideline/consultant/proposal 201211.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1)類似業務の経験
    - 注)類似業務:道路整備に係る各種業務
  - 2) 業務実施上のバックアップ体制等
  - 3) その他参考となる情報

#### (2)業務の実施方針等

- 1)業務実施の基本方針
- 2)業務実施の方法
  - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)
- 8) その他

#### (3)業務従事予定者の経験、能力

1)業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの**別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」**を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者に かかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

▶ 業務主任者/道路計画

▶ 道路設計

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び 語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者(業務主任者/道路計画)】

- a) 類似業務経験の分野:道路計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: ソロモン諸島 及び 全途上国
- c) 語学能力: 英語
- d)業務主任者等としての経験

#### 【業務従事者:担当分野 道路設計】

- a) 類似業務経験の分野:道路設計に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域:ソロモン諸島 及び 全途上国
- c) 語学能力: 英語

#### 2 プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。)技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社(共同企業体の場合は、代表者又は構成員)の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1)共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業 体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認 めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体(個人の場合は本人の同意書)から同意書(様式はありません。)を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印(個人の場合は個人の印)を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5)補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

#### 3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

# プロポーザル評価配点表

評価項目	配	点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(30)	
(1)業務実施の基本方針の的確性	10	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	1 2	
(3)要員計画等の妥当性	3	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60)	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(60)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/道路計画	(40)	(16)
ア)類似業務の経験	1 6	7
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	4	2
ウ)語学カ	6	2
エ)業務主任者等としての経験	8	3
オ)その他学位、資格等	6	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇</u>	_	(16)
ア)類似業務の経験	_	7
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	_	2
ウ)語学カ	_	2
エ)業務主任者等としての経験	_	3
オ)その他学位、資格等	_	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	_	(8)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	_	_
イ)業務管理体制	_	8
(2)業務従事者の経験・能力: <u>道路設計</u>	(20)	
ア)類似業務の経験	10	
イ)対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ)語学力	4	
エ)その他学位、資格等	4	
<del>(3)業務従事者の経験・能力:</del>		<del></del>
ア)類似業務の経験		
イ)対象国又は同類似地域での業務経験		
<del>ウ)語学力</del>		
<del>エ)その他学位、資格等</del>		

## 第3 特記仕様書案

## 1. 事業の背景

ソロモン諸島(以下、「ソロモン」)は、六つの大きな島及び1,000を超える小島から構成される島嶼国であり、約65万の人口を擁する。ガダルカナル島にある首都ホニアラ市では、自動車の増加や舗装の劣化等の複数の要因により円滑な交通が妨げられており、同市街地とホニアラ国際空港を結ぶククム幹線道路では、慢性的な渋滞が発生している。加えて、雨水排水施設が不十分なために雨季には道路が冠水し、渋滞と舗装の劣化を助長している、また、歩行者のための道路横断施設が殆どないため、交通事故の危険性も高い。

上記背景から、市内の市役所前からホニアラ国際空港間の約10kmの道路改良について、我が国に無償資金協力の要請があった。これを受けて我が国は無償資金協力「ククム幹線道路改善計画」を実施し、雨水排水、舗装、交通量、安全面に考慮して特に緊急度及び優先度の高かった市役所前から東へ約3kmの区間の道路・橋梁改良及び市役所前から西へ約0.5km区間のバスベイ、地下道の整備を行い、2018年12月に完工した(以下、「フェーズ1」)。

しかし、当初要請の約10kmのうち、フェーズ1の対象とならなかった区間である 漁業海洋資源省から空港までの約7kmは、依然として雨水排水、舗装、交通量、交通 安全の面で改善が必要であり、道路維持管理コストの低減、大雨などの災害時の冠水 による数日間に及ぶ道路遮断をなくすことによる安定した物流の確保及び防災の観 点から社会経済活動への負の影響をなくすことが、喫緊の課題になっている。現在調 査中「ホニアラ交通マスタープラン調査プロジェクト」(以下、「マスタープラン調 査」)の中でも、実施準備中案件として織り込まれる予定である。

ソロモン政府は、国家開発戦略(2016-2035年)において適切な交通サービス及び 道路ネットワークの提供を掲げ、それに基づく国家交通計画(2017-2030年)の中期 交通アクションプラン(2017-2021年)において、主要幹線道路の改良を優先インフ ラ事業として位置づけている。「第二次ククム幹線道路改善計画」(以下、「本事業」) は、最重要とされているククム幹線道路の舗装、雨水排水施設等の道路施設の改善を 図るものであり、最優先事業として位置づけられている中で、先方からの要請を受け た本事業の重要性を踏まえて協力準備調査を実施する。

## 2. 事業の概要

- (1)目標:ソロモンの首都ホニアラ市の主要道路であるククム幹線道路において道路の改善を行うことにより、渋滞の緩和、雨水排水能力強化を図り、もって交通改善及び防災に寄与する。
- (2) 概要:漁業海洋資源省からルンガ橋までの道路(4車線、約5km)及びルンガ橋 からホニアラ国際空港までの道路(2車線、ルンガ橋を含む約2km)の改 修、排水溝、バスベイ等必要される改善工事
- (3) 対象地域(サイト):首都ホニアラ市と隣接するガダルカナル州
- (4) 実施機関:インフラ開発省(Ministry of Infrastructure Development)

## 3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及

び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、ソロモン政府から要請のあった「第二次ククム幹線道路改善計画」 (The Project for Upgrading of the Kukum Highway Phase 2) について、「3.業務の目的」を達成するため、「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6.業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7.成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査においてJICAがソロモン側と合意する協議議事録に基づいて実施する。

## 5. 実施方針及び留意事項

#### (1)調查手法、調查項目

本企画競争説明書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基 に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等 を検討の上、プロポーザルに記載すること。また、本企画競争説明書に記載して いる事項以外に、コンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポ ーザルに記載して提案すること。

#### (2) 現地調査の実施方法

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を想定している。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を各一週間程度参加させる。

#### (3)計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で日本側関係者が出席する会議を開催し、随時関係者と内容を確認・協議する。

## (4)関連資料の活用

2018年度に完成した「ククム幹線道路改善計画」、現在JICAが実施中の「ホニアラ交通マスタープラン調査プロジェクト」(以下、「マスタープラン調査」)及びソロモン政府が過去に実施した(及び今後実施予定の)交通条件、自然条件、土地利用条件等が類似した事業に関する計画・設計関連資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者、他ドナー(ADB、WB、豪州、ニュージーランド、EU等)及び関係するコンサルタント、建設業者に計画・設計・施工時の課題、問題点、解決方法等について確認し、これらの情報を計画・設計に反映させる。

なお、現在実施中のマスタープラン調査のスケジュールは進捗を含めて別紙3

のとおりである。

## (5) 補足交通量調査、補足将来交通量予測

現在実施中のマスタープラン調査で得た交通量調査、将来交通量予測の結果を活用し、重複した調査をなくす。マスタープラン調査の概要は別紙1のとおりであるが、その進捗次第で提供される情報が変わってくることがあり得る。本業務では、案件の内容が交通量次第で大きく変わるものではないので、原則、同マスタープラン調査での調査結果を使用し、不足するものについて交通量調査、将来交通量予測を行うものとする。このため、契約業務内容が変わってくる場合は、その内容に応じて打合簿による確認または契約変更で対応する。

#### (6) 東側 2 車線部

ルンガ橋からホニアラ国際空港までの2車線部の整備に際しては、現状においても交通量が多く開発が進んでいて近い将来4車線化が想定されることから、可能な範囲で今後の4車線化を見据えた計画内容とする。ソロモン側は、道路用地の不法利用を防ぐために、4車線化を見据えた上で外側の車線を整備して2車線を確保することを希望していることからこの実施可能性についても検討する。

なお、本業務実施時点で4車線化する必要性が高いと判断される場合は、その 妥当性を所要経費を含めて確認し報告する。

#### (7) ルンガ橋の現況調査と必要な補修

本件対象区間にあるルンガ橋(1991年竣工、橋長126m、上部工;3径間連続鋼飯桁橋、下部工;張出付き壁式橋脚、逆T式橋台、基礎工;打込式鋼管杭基礎)は、我が国の無償資金協力による建設から25年以上が経過している中で、本事業の成果を将来に亘って発現させるための必須となる橋梁になることから、本準備調査の中でその点検を「橋梁定期点検要領」(国土交通省道路局国道・技術課)に準じて行う。なお、点検に際しては橋梁点検車もないことから、点検中の安全に十分配慮して、足場設置やドローン等の活用も検討して実施する。

点検の結果を受けて本事業で必要となる補修項目を明らかにする。なお、補修の内容によって、より詳細な診断作業が必要と判断される場合また補修計画立案に係る作業は、現時点で内容が特定出来ないことから、契約変更によって調査計画を見直すこともあり得る。

また、橋梁上下流部の河川護岸の状況について、特に左岸上流部の浸食状況の確認と、水文・水理検討を行いその対応を検討し提言する。なお、現時点で河川 護岸改修は本事業の範囲外とすることを想定している。

#### (8) 道路排水計画

対象道路の機能を確保する上で、適切な道路排水計画とすることが極めて重要になるが、そのために道路の排水機能だけでなく、道路への流入を含めて周辺部の地形や河川等の状況を踏まえた上で計画する。現在WBが実施している

「Honiara Flood Risk Management Study and Plan」の成果を確認して計画を進める。

## (9)交通安全対策の検討

供用後の道路交通に対する適切な交通安全対策を検討し、概略設計に反映させる。 特に歩行者、車椅子利用者等の交通弱者に対して十分配慮する。

## (10) 防災を含む事業効果

本事業は対象道路をより強靭な道路とするため、雨水排水対策について十分な配慮を行う。

## (11)維持管理

道路整備後の維持管理計画を策定し、ソロモン側に適切な予算措置及び維持管理の実施を働きかける。特に、過積載車両の通行は道路の路面等に悪影響を与えることになる原因となることから過積載車両の通行が橋梁を含む道路に及ぼす影響について先方実施機関に理解させるとともに、適切な対応を提言する。

また適切な維持管理を行うための計画を策定する。

#### (12)環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、「JICA環境ガイドライン」)に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断される。また、JICA環境ガイドラインが掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、JICA環境社会配慮カテゴリBに分類されている。このためソロモンにおける環境社会配慮に係る制度、組織等、調査に必要な事項の確認を行い、環境アセスメント報告書案、必要があれば簡易住民移転計画案の作成支援などを行う。

本事業では、道路改修に際し必要になる土地と土地所有を確認し、用地取得が必要になる場合、実施機関の協力を得て、用地取得に関する現地の慣習、手続を把握し、JICA環境ガイドラインに則って対応することが求められている。なお、環境影響評価に要する手続き内容、所要時間等を確認し、必要な支援を実施機関に行う。

本事業では、特にルンガ橋以東の2車線整備区間で、道路用地内で商売等をしているおよび建物が建築されている可能性があるので、その点に十分注意する。

## (13) ジェンダーへの配慮

対象サイトでの調査・設計を進めるにあたり、対象国におけるジェンダー関連の政策・制度やインフラセクターにおける他ドナー事業のジェンダー視点の取組を調査・確認し、その結果を調査結果に取りまとめる。

また、本事業では、用地取得・住民移転は想定されないが、発生する場合はその影響は男女で異なることが予見されることから以下の点を考慮する。

- 1)住民説明会におけるジェンダーバランスへの配慮
- 2)男女双方からのヒアリングを通じた対象地域非影響住民の適切な状況把握
- 3)補償金が支払われる場合、支払方法の検討
  - (男性世帯主が独占し、配偶者に正確な補償金額が伝わらない、世帯が適切に 裨益しない等といった事例に対する対応)

## (14)施工時の工事安全対策等に関する検討

本件対象地区での不発弾等の状況について、ソロモン側から十分情報を収集

し、必要な調査方法、対処方法、経費を含めて確認する。それらの結果は概略設計に反映させる。

また、「ODA建設工事等安全管理ガイダンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイダンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ソロモンでの最近の既往調査報告書等やJICAソロモン支所から同国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手(あるいは相手国政府に確認)すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する。

施工計画策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したソロモンの工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等により同国の他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じて同国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICAソロモン支所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査終了時には必ず同支所に報告を行う。

#### (15)情報通信技術 (ICT) の活用および本邦企業技術活用

本業務実施に際し、設計業務等に効果的、効率的な情報通信技術(ICT)がある場合には、その活用を検討する。 また、本邦企業が有する技術の利用についても、その可能性について検討する。なお、この段階でその可能性があるものがあればプロポーザルにて提案すること。

## 6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、 調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定 する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

## (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、 調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に 説明し、内容を協議・確認する。

## (3)事業の背景・経緯の確認

- 1) ソロモンの開発計画、防災計画、道路セクターの開発計画等の上位計画における本事業の位置づけ及び整合性について確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容、 及び教訓等を確認する。

#### (4) 事業の実施体制・維持管理体制の確認

事業実施機関であるインフラ開発省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確

## 認する。

また、完工後の維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を有しているか確認する。

## (5)サイト状況調査

1)対象区間の道路(ルンガ橋を含む)状況調査

現道の損傷状況等を確認する。損傷状況についてはその原因を可能な限り 究明し、その対応策を設計に反映させる。必要あれば、管理者と協議を行 う。また、事業予定地の周辺状況を踏査し、仮設ヤード等の検討を行う。ル ンガ橋については、前項(7)のとおり点検を行う。また、埋設物調査を行う。

#### 2) 自然条件調查

本業務にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、対象道路において、別紙2に示す自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、湿度、降水量、災害履歴、地形測量、路床土調査、埋設物調査などが含まれる。本件については、現地再委託または調査補助員を傭上して実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目(調査項目、調査内容、仕様、数量等)については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、別紙2以外に必要な自然条件等の調査が想定される場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

## (6)環境社会配慮

- 1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。
  - 2) ソロモンでは、環境影響評価の手続きとしてIEE(初期環境調査)に該当する PER(Public Environmental Report)が必要となる。本業務においては、プロジェクト実施にあたっての環境社会配慮の方針を検討するためにIEEレベルの環境影響評価を実施し、PER作成および手続きの支援を行う。
  - 3) これらの業務については、現地再委託にて実施することを認める。
  - 4) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
  - ①ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、土地利用、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む経済社会状況等に関する情報収集、特に汚染対策等に関しては既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集を含む。)
  - ②相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
    - 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等
    - ・JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
    - 関係機関の役割
  - ③スコーピング(検討すべき代替案と重要な及び重要と考えられる評価項目の

範囲並びに調査方法について決定すること)の実施

- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案(「事業を実施しない」案を含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用等)(案)の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議方法・内容等の 検討)

## (7) 社会状況調査

事業の裨益効果を検討するため、以下の項目を調査する。なお、必要に応じて 現地再委託も可とする。他にも想定可能な効果的指標とそのために必要な調査項 目があれば、プロポーザルで提案すること。

- 1)対象サイト周辺、住民の住環境の概況、社会インフラ施設(病院、教育施設等)の分布、アクセス状況
- 2) 災害時のライフライン確保の観点からの効果
- 3) 貧困率データ(当該国の貧困率、案件の受益者に占める貧困層の割合)

## (8) 補足交通量調査と補足将来交通量推定

対象地域の交通状況の把握し、将来交通需要予測及び事後評価に必要となる基礎データの整理のため、既存の交通情報・データを入手するとともに、適切な交通量調査及び通行重車両の軸重について把握する。調査対象は、自動車(車種別)だけではなく、二輪車、歩行者についても把握する。その際には、曜日変動、季節変動も把握する。

但し、前項(5)のとおり現在実施中のマスタープラン調査で得られる結果を可能な限り利用することとする。更に必要な補足調査等あれば具体的な調査項目(調査内容、調査手法、数量等)は、コンサルタントがプロポーザルで提案する。なお、本調査は現地再委託又は調査補助員の活用を認める。

また、本件の定量的効果指標を把握するため、これらのデータを入手するのに必要な調査も併せて実施する。

## (9) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。また、施工計画・積算の必要精度を確保するため、ソロモン側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件(作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等)を確認・整理する。

(10) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路・橋 梁整備実績、橋梁設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

ADBが実施する市内西部における道路事業やソロモン政府が実施した交通条件、自然条件、土地利用条件等の類似した事業に採用されている設計法等の資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

道路舗装設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、本指示書参考資料に挙げた「アフリカ(エチオピア、ガーナ、タンザニア)資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究)報告書」(2013年)、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」(2015年)及び「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究)」(2016年)を参照するとともに、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- 1) 相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
- 2) 隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用(損傷)状況
- 3) 大型車交通量と軸重分布
- 4) 過積載車両の取締り及び(過積載車両軸重の)舗装設計への影響
- 5) 路床支持力と地下水の影響
- 6) 我が国のTA法及びAASHTO等の舗装設計法による確認
- 7) 既存舗装の損傷状況、支持力
- 8) 問題土 (膨張土、分散性土壌や軟弱土) の有無及び分布状況
- 9) 路面温度と低速重車両、重交通※の影響
- 10) 耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
- 11) 路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
- 12)材料事情

(骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質)

※重交通:都市内の交差点の近傍のように、大型車が連なって走行している 交通状態

## (11)調達事情調査(現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等)

本事業で必要となる資機材(骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等)、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情(調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等)を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を 集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

## (12) 事業内容の計画策定

ここまでの調査及びJICAとの協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略 設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)(以下、設計・積算マニュアル)を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画(橋梁の基本的仕様)

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討

する。

なお、基本計画に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

- 3) 概略設計図
- 4) 施工計画
  - 施工方針
  - ・ 施工上の留意事項
  - ・施工区分(先方負担工事との区分)
  - 施工監理計画
  - · 品質管理計画
  - 資機材等調達計画
  - 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。

基本計画についてはソロモン側関係機関に十分に説明・協議し、同機関の合意を得た上で、概略設計の対象とする基本計画を決定する。なお、ソロモン側関係機関への説明は、検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行い、実現可能な内容となるよう留意する。

## (13) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項(用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ(支障物件)の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等)のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。また、実施中及び実施済みの無償資金協力事業において免税措置でどのような問題が生じているのか確認するとともに、問題があった場合には本事業での対応策をソロモン政府関係者と協議する。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものであるが、本調査の報告書案説明時にソロモン側と確認し、GAに添付されることになる「Major Undertakings to be taken the Government of Solomon Islands」を作成する。

## (14) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金(法人税等)、②個人の所得に課される税金(個人所得税等)、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税(VAT等)、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税(または事後還付)を確保するために必要な手続き(申請先、手順、所要期間等)について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地JICAソロモン支所にて蓄積していくことが望ましいために、

調査開始時点で同支所と協議し、同支所が有する情報の確認と情報アップデート について同支所と合意する。調査終了時には必ず同支所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式(免税情報シート)にまとめて提出する。

#### (15) 事業の維持管理計画策定

本事業区間の維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政 状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な 維持管理業務に分類して整理する。また、それら業務の実施体制・方法及び事業 の維持管理、更新費用を検討する。 その際には今後の道路アセットマネジメン トの展開に資する維持管理手法を検討する。

## (16) 事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

## (17)協力対象事業実施に当たっての留意事項

協力対象事業の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

## (18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

なお、本件対象地区での不発弾等状況について、ソロモン側から十分情報を収集し、必要な調査方法、対処方法、経費を含めて確認する。なお、それらの結果を詳細設計に反映させる。

#### (20) 事業の評価

事業の評価はDAC評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

## (21) 準備調査報告書(案)の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

## (22) 準備調査報告書(案)の説明・協議

概算事業費を含む上記準備調査報告書(案)をソロモン政府関係者に説明し、 内容を協議・確認する。特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会 配慮など、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、 具体的対応策について十分説明・協議する。

#### (23) 準備調査報告書等の作成

ソロモン政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下 の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5)進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版

#### 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、 (5)から(9)を成果品とし、(7)の提出期限を2020年10月22日とする。 なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、 国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

(1)業務計画書: 和文2部(2)インセプション・レポート: 英文20部

(3) 現地調査結果概要 : 和文8部(4) 準備調査報告書(案) : 和文8部

: 英文20部

(5) 概略事業費(無償)積算内訳書:和文2部

(6) 概要資料(完成予想図を含む) :和文2部、CD-R1枚

(7)準備調査報告書 :和文(製本版)8部及びCD-R1枚

(※完成予想図を含む) : 英文(製本版)16部及びCD-R3枚

:和文(先行公開版)3部及びCD-R1枚

(8) デジタル画像集 : CD-R2枚(デジタル画像40枚程度、

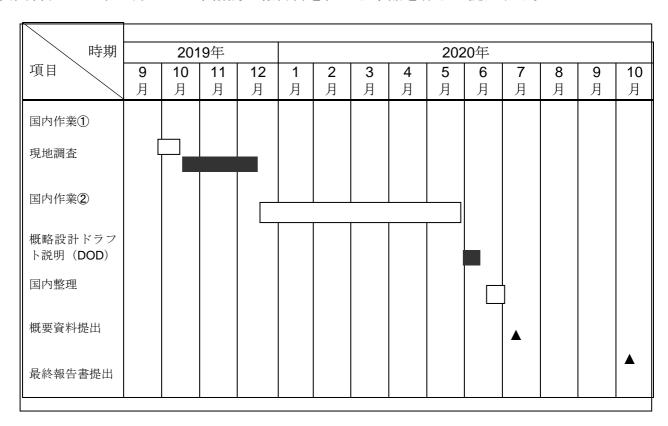
完成予想図を含む)

- (9) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- (10)免税情報シート
  - 注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同 条に規定する事項を記載するものとする。
  - 注2) (5) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。
  - 注3) JICA環境ガイドラインでは、報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。一方で準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:先行公開版)を作成する。
  - 注4)報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。
  - 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式に ついては、上記ガイドラインを参照する。

## 第4 業務実施上の条件

## 1. 業務工程(案)

2019年10月より現地調査を行い、その後概略設計、積算等の国内解析(積算審査期間含む)を行う。2020年6月に現地調査(概要説明)を実施し、2020年7月までに概要資料、2020年10月までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。



## 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途(全体):約17.20M/M

## (2)業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を想定するが、業務内容及び業務行程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1)業務主任者/道路計画(2号)
- 2) 道路設計(3号)
- 3) 道路排水計画
- 4)水文·水理
- 5) 橋梁点検
- 6) 環境社会配慮
- 7) 施工計画/積算

## 3. 配布資料

- (1) 公開資料
  - ・アフリカ(エチオピア、ガーナ、タンザニア)資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究)報告書(2013年)

http://libopac.iica.go.jp/images/report/12129334.pdf

・開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査(プロジェクト研究)報告書(2015年)

http://libopac.iica.go.jp/images/report/P1000020507.html

- 開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究)(2016年) http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031374.html
- ・開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究) 別冊 無償資金協力事業の舗装施工監理/管理ハンドブック(案)(2016年) http://libopac.jica.go.jp/images/report/12287983.pdf
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年)
   http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf
- ・ODA建設工事安全管理ガイダンス(2014年) <a href="http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\_safety/ku57pq00001nz4eu-att/quidance\_ia.pdf">http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\_safety/ku57pq00001nz4eu-att/quidance\_ia.pdf</a>
- ・JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年)

http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf

- ・協力準備調査 設計・積算マニュアル(試行版)(2009年)
  <a href="http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\_aid/guideline/pdf/plan\_man\_0">http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\_aid/guideline/pdf/plan\_man\_0</a>
  1.pdf
- ククム幹線道路向上計画準備調査報告書(2014年)
   https://staffopac.jica.go.jp/images/report/P1000018856.html
- Solomon Islands: Honiara Flood Risk Study and Management Plan <a href="https://www.gfdrr.org/en/solomon-islands-honiara-flood-risk-study-and-management-plan">https://www.gfdrr.org/en/solomon-islands-honiara-flood-risk-study-and-management-plan</a>
- (2)配布資料(企画競争説明書と同時配布)
  - 1)「第二次ククム幹線道路改善計画」要請書
  - 2)環境社会配慮カテゴリB報告書執筆要領(2017年4月)
- 4.JICAからの参加団員の構成と現地調査行程(案)
  - (1)第1回現地調査
    - 1) 団員構成:総括、計画管理
    - 2)調査行程:約10日間
    - 3)目的:

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

- (2)第2回現地調査(概要説明)
  - 1) 団員構成:総括、計画管理

- 2)調査行程:約10日間
- 3)目的:

準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関する協議議事録 を取りまとめる。

## 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを可とする。

コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積とする。

- (1) 気象調査及び水理・水文補足調査
- (2)地形測量
- (3)路床土調査
- (4)材料試験
- (5)補足交通量調査
- (6)環境社会配慮関連調査
- (7)社会状況調査
- (8) 橋梁点検
- (9)地下埋設物調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、ソロモン国内に現地再委託可能な業者がいない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

#### 6. 調査補助員

上記5. (1)~(9)の実施においては、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による現地作業も可とするところ、必要に応じプロポーザルにて提案する。なお当該費用は別見積とする。

## 7. その他の留意事項

(1)無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の一般プロジェクト無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プ

ロポーザル作成ガイドライン」の様式4-2および様式4-3を準用した表を添付する。

## (2)業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に 同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実 施を妨げない。

## (3)調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

#### (4)複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度 をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来る。経費の支出に ついても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

## (5)安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAソロモン支所、在ソロモン日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。 また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

## (6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

## (7) 適用する約款

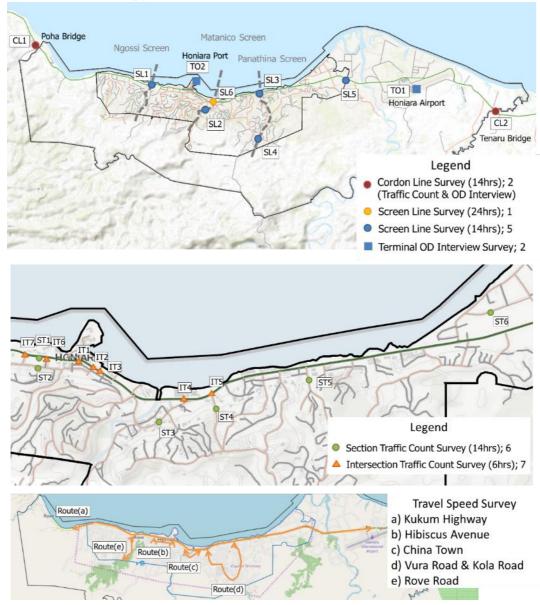
本業務にかかる契約には、「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する 約款を適用する。

以上

## 1. 交通量調査内容

いずれも2019年8月までに実施、9月末までに集計予定。

- (1) コードンライン交通量調査(CL)、ODインタビュー 2か所
- (2) スクリーンライン交通量調査(SL) 3断面、6か所
- (3) パーソントリップ調査 900世帯
- (4) ターミナルOD調査(TO) 港湾及び空港でのOD調査 2か所
- (5) 断面交通量調査(ST) 6か所
- (6) GPS旅行速度調査 5路線
- (7) 交差点方向別交通量調査 (IT) 午前、午後各3時間 7か所 (ラウンドアバウト2か所を含む)



- (8) ラウンドアバウト方向別交通量調査 1か所(市役所前) ドローン等による高い位置からの画像解析による
- (9) 駐車状況調査 市中心部及び主要駐車施設

- (10) ミニバス乗客数調査 バス停5か所以上(選定中) ミニバス乗降客数調査
- (11) ミニバス利用者及びドライバーインタビュー調査
- (12) 道路インベントリー調査
- (13) 海上交通実態調査
- 2. 将来交通量推計内容 2020年1月完成予定
- (1) 予測対象:

トリップ目的別/手段別パーソンOD、自動車OD,公共交通パーソンOD

- (2) 推計年次: 2019年(現況)、2025年、2030年、2036年
- (3) ゾーニング: ホニアラ市12区、ガダルカナル州(GH内)2区、域外東西2区、港湾、空港

以上

# ソロモン国第二次ククム幹線道路改善計画準備調査にかかる 自然条件調査仕様書

## 1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、 本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討 するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目(調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など)を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

(これらの調査に要する費用は別見積での計上とする。)

## 2. 調査項目

## (1) 気象調査及び水理・水文調査

調査目的:道路排水計画、設計の検討に必要な地表水・河川水・地下水・海

象(潮位、波浪等)の特性を把握する。また、ルンガ橋の橋台部

の安定に係る上下下流部の護岸状況を確認する。

調査位置:調査対象地域(ルンガ橋上下下流部含む)

調査内容:ヒアリング・現地踏査等による既存データ・資料の収集、気温・

湿度・降水等の気象記録、河川水位、河床変動、流量、流速、災

害履歴等

実施方法:直営または現地再委託(必要に応じ調査補助員の傭上を認める)

成果品 : 観測記録、分析結果等

#### (2)地形測量

調査目的:道路改善に必要な地形の情報を把握

調査位置:施工予定箇所とその周辺

調査内容:地形測量、路線測量、必要あれば河川測量等の各種測量

実施方法:直営または現地再委託

成果品 : 地形図、平面・縦・横断図

#### (3)路床土調査

調査目的:設計および施工に必要な地質の状況を把握する

調査位置:施工予定箇所とその周辺(概ね500mに一か所)

調査内容:地表踏査、舗装厚、DCP試験、CBR試験室内試験他

実施方法:直営または現地再委託

成果品 :調査、試験結果等

## (4) 材料試験

調査目的:概略設計および材料調達計画の策定に際して現地調達材料の適否

を判断する

調査位置:材料調達候補箇所

調査内容:骨材、盛土材、路盤材に対する供給元の材料の品質試験、供給能

力、価格、材料供給地点から現場への運搬についての情報収集

実施方法: 直営または現地再委託

成果品 : 試験結果、調査・分析結果等

以上

マスタープラン調査スケジュール

